Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
21	21	16	10	7	10	13	8	19	0	1	3	3	0	0	20	0	1	1	15	1	5	1	0	0	0	0	0	9	0	2	7	0	1	1
愛媛県	松山市	○	○		○	○	○	○									○	学用品費等は随時申請を受け付けており、締め切りを過ぎた申請の場合は、認定月以降分から支給しているが、入学準備金は猶予期間を設け、４月末までの受付としている。	○												○			
愛媛県	今治市	○			○		○	○							○						○										○			
愛媛県	宇和島市	○	○	○	○		○	○		○					○						○							○			○			
愛媛県	八幡浜市	○	○			○	○	○							○				○	○														
愛媛県	新居浜市	○		○			○	○							○						○							○						
愛媛県	西条市	○		○	○	○		○							○				○												○			
愛媛県	大洲市	○	○		○	○	○	○							○				○															
愛媛県	伊予市				○	○		○							○				○									○			○			
愛媛県	四国中央市	○		○			○				○	家庭訪問時に担任教諭が各家庭の実情を見て就学援助制度の説明をしている。			○				○									○						
愛媛県	西予市	○		○		○		○							○				○									○						
愛媛県	東温市	○	○		○			○							○				○												○			
愛媛県	上島町		○					○			○	申請案内時に、各学校から保護者へ書類を送付			○				○									○						
愛媛県	久万高原町	○		○				○							○				○															○	町内のほとんどが極小規模校であり、周知する人数も少ないため、学校から随時案内を行っている。

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																															
		１．就学援助制度の周知方法																															
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学支援システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
21	21	16	10	7	10	13	8	19	0	1	3	3	0	0	20	0	1	1	15	1	5	1	0	0	0	0	0	9	0	2	7	0	1	1
愛媛県	松前町	○	○		○	○		○							○				○														
愛媛県	砥部町	○	○		○	○		○							○							○								○			
愛媛県	内子町	○	○			○	○	○							○				○									○					
愛媛県	伊方町		○			○		○			○	自治体のウェブサイトに掲載			○				○									○					
愛媛県	松野町	○		○				○							○						○							○					
愛媛県	鬼北町				○	○									○						○									○	○		
愛媛県	愛南町	○				○		○							○				○														
愛媛県	愛南中学校組合					○		○							○				○														

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
21	21	16	0	5	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10	0	6	4	7	8	6	0	1	0	3	1	1	0	1	0	4	1	3	4
愛媛県	松山市	○							○											○		○	○		○	○													
愛媛県	今治市	○							○											○					○														
愛媛県	宇和島市	○							○											○			○	○	○					○									
愛媛県	八幡浜市	○							○										○												○	域内の小学校入学予定者全員に案内を送付							
愛媛県	新居浜市	○							○										○			○		○															
愛媛県	西条市	○							○										○					○	○	○													
愛媛県	大洲市	○							○											○						○													
愛媛県	伊予市	○							○											○					○	○													
愛媛県	四国中央市	○							○											○		○		○															
愛媛県	西予市	○							○											○				○															
愛媛県	東温市	○							○										○			○	○		○														
愛媛県	上島町			○																														○		○			
愛媛県	久万高原町			○																																		○	保護者からの要望がないため実施していない。

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																						
		<小学校>（１）実施・検討状況について						<小学校>（２）（１）のカの内容	<小学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<小学校>（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											<小学校>（６）（５）のコの内容	<小学校>（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<小学校>（９）（８）の エ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
21	21	16	0	5	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10	0	6	4	7	8	6	0	1	0	3	1	1	0	1	0	4	1	3	4
愛媛県	松前町	○							○											○		○	○		○	○													
愛媛県	砥部町	○							○											○		○			○	○		○		○									
愛媛県	内子町	○							○										○					○															
愛媛県	伊方町			○																															○	○			「伊方町教育振興補助事業」として、小・中学校及び高等学校に入学又は就職する児童・生徒に対する奨励及び支度金並びに保護者の負担軽減を図ることを目的とし、児童・生徒の保護者に対し「地域商品券」を配付している。（小・中学生30千円/人、高校生50千円/人）
愛媛県	松野町	○							○											○				○															
愛媛県	鬼北町	○							○										○											○									
愛媛県	愛南町			○																															○		○	入学後早急に対応しているため
愛媛県	久万ノ台中学校組合			○																															○		○	入学後早急に対応しているため

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
21	21	16	0	5	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	9	0	1	0	4	1	3	4
愛媛県	松山市	○							○											○							
愛媛県	今治市	○							○											○							
愛媛県	宇和島市	○							○											○							
愛媛県	八幡浜市	○							○										○								
愛媛県	新居浜市	○							○										○								
愛媛県	西条市	○							○										○								
愛媛県	大洲市	○							○											○							
愛媛県	伊予市	○							○											○							
愛媛県	四国中央市	○							○										○								
愛媛県	西予市	○							○											○							
愛媛県	東温市	○							○										○								
愛媛県	上島町			○																		○		○			
愛媛県	久万高原町			○																						○	保護者からの要望がないため実施していない。

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
21	21	16	0	5	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	9	0	1	0	4	1	3	4
愛媛県	松前町	○							○											○							
愛媛県	砥部町	○							○											○							
愛媛県	内子町	○							○										○								
愛媛県	伊方町			○																				○	○		「伊方町教育振興補助事業」として、小・中学校及び高等学校に入学又は就職する児童・生徒に対する奨励及び支度金並びに保護者の負担軽減を図ることを目的として、児童・生徒の保護者に対し「地域商品券」を配付している。（小・中学生30千円/人、高校生50千円/人）
愛媛県	松野町	○							○											○							
愛媛県	鬼北町	○							○										○								
愛媛県	愛南町			○																				○		○	入学後早急に対応しているため
愛媛県	横山小中学校組合			○																				○		○	入学後早急に対応しているため

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和7年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額推定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
21	21	17	18	14	16	15	19	3	3	14	14	3	3	5	13	11	3	1	0	4	7	15	0	7	1	21
愛媛県	松山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	○	1		失業等により直近の収入が大きく減った場合。		0
愛媛県	今治市	○	○				○									○						1				0
愛媛県	宇和島市						○									○						1				0
愛媛県	八幡浜市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1		特別の教育的配慮が必要であると認められる者		0
愛媛県	新居浜市	○	○				○													○						0
愛媛県	西条市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1				0
愛媛県	大洲市	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1				0
愛媛県	伊予市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○			保護者の職が安定しない者などで、特別支援就学奨励費の需要額比率が教育委員会で定める値以下の者		0
愛媛県	四国中央市	○	○		○	○	○										○					1			(4)について、ひとり親世帯は1.5倍	0
愛媛県	西予市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0
愛媛県	東温市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					○	1		その他教育委員会が就学援助を行うことを必要と認める者		0
愛媛県	上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0
愛媛県	久万高原町		○		○		○							○	○						○			母子家庭であり児扶手の対象ではないが、子どもが多く経済的な負担が大きい家庭		0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4．就学援助率
		（1）令和7年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																						倍	倍			
21	21	17	18	14	16	15	19	3	3	14	14	3	3	5	13	11	3	1	0	4	7	15	0	7	1	21
愛媛県	松前町	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○			その他教育委員会が特に支給を必要と認めた者		0
愛媛県	砥部町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0
愛媛県	内子町	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○				○		2				0
愛媛県	伊方町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					○	1		国民健康保険料の減免 経済的理由により就学困難		0
愛媛県	松野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		2				0
愛媛県	鬼北町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○											0
愛媛県	愛南町															○						1				0
愛媛県	愛媛県中学校組合															○						1				0

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
21	21	21	0	0	4	4	4	17	17	0	5	21	0	0	4	4	4	17	17	0	0
愛媛県	松山市	○						○	11,630			○						○	57,060		
愛媛県	今治市	○						○	※		(1)補足事項に記載	○						○	57,060		
愛媛県	宇和島市	○						○	15,000		標準額の教材費平均額を算出し、その1/3が通常の学用品費と仮定して、学用品費の支給額を算出。	○						○	57,060		
愛媛県	八幡浜市	○			○	11,630	11,630					○			○	57,060	57,060				
愛媛県	新居浜市	○						○	13,900			○						○	57,060		
愛媛県	西条市	○			○	13,900	12,657				標準用品費も含む	○			○	57,060	57,060				
愛媛県	大洲市	○						○	9,370			○						○	57,060		
愛媛県	伊予市	○						○	11,630			○						○	54,060		
愛媛県	四国中央市	○						○	11,630			○						○	57,060		
愛媛県	西予市	○						○	11,630			○						○	57,060		
愛媛県	東温市	○						○	11,630			○						○	57,060		
愛媛県	上島町	○			○	13,650	12,833					○			○	20,470	20,470				
愛媛県	久万高原町	○			○	11,630	11,630					○			○	57,060	57,060				

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
21	21	11	11	11	0	0	0	0	0	0	10	21	20	20	1	1	1	0	0	0	1
愛媛県	松山市	○	○	0							資料提出なし	○	○	26,713							
愛媛県	今治市	○	○	0							(1)補足事項に記載	○	○	32,269							
愛媛県	宇和島市											○	○	46,250							
愛媛県	八幡浜市	○	○	0							実績なし	○	○	50,092							
愛媛県	新居浜市	○	○	0							実績なし	○	○	29,436							
愛媛県	西条市											○	○	30,526							
愛媛県	大洲市											○	○	51,640							
愛媛県	伊予市											○	○	40,000							
愛媛県	四国中央市											○	○	33,140							
愛媛県	西予市	○	○	0							実績なし	○	○	52,838							
愛媛県	東温市	○	○	0							実績なし	○			○	22,690	22,690				
愛媛県	上島町											○	○	28,138							
愛媛県	久万高原町	○	○	46,733								○	○	31,240							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
21	21	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	7	1	1	3	3	3	3	3	0	3	7
愛媛県	松山市																					
愛媛県	今治市																					・学用品費と通学用品費を合わせて、一定額（年間）を生じ、6,500円、その他学校で3,500円。 ・修学費と医療費は実績なし。
愛媛県	宇和島市																					
愛媛県	八幡浜市											○	○	12,444								
愛媛県	新居浜市																					学用品費について、新入学児童生徒学用品費を受給している者は、11,630円が加算支給される。
愛媛県	西条市											○			○	15,000	13,196			世帯ごとに支給		
愛媛県	大洲市											○						○	14,000		3年生以上が対象	
愛媛県	伊予市																					実給平均額は、令和7年度予算に計上した額
愛媛県	四国中央市																					
愛媛県	西予市																					
愛媛県	東温市																					
愛媛県	上島町																					
愛媛県	久万高原町																					

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
21	21	1
愛媛県	松山市	
愛媛県	今治市	
愛媛県	宇和島市	
愛媛県	八幡浜市	
愛媛県	新居浜市	
愛媛県	西条市	
愛媛県	大洲市	
愛媛県	伊予市	
愛媛県	四国中央市	
愛媛県	西予市	特になし。
愛媛県	東温市	
愛媛県	上島町	
愛媛県	久万高原町	

6．その他

都道府県	市区町村名	既存住宅等の運用や、経済的に困窮している原発主権に対する賠償・対応について、これまでの回答への意見や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
21	21	1
愛媛県	松前町	
愛媛県	砥部町	
愛媛県	内子町	
愛媛県	伊方町	
愛媛県	松野町	
愛媛県	鬼北町	
愛媛県	愛南町	
愛媛県	[illegible]	